

(様式1)

ふじみ第1デイサービスセンター 利用料金

介護予防通所介護相当サービスの場合(1ヶ月あたり)								令和7年8月1日より適用(変更後)※赤字は変更額	
介護度	基本料金 (送迎代・入浴代含)①	サービス提供 体制強化加算 Ⅰ②	科学的介護推 進体制加算③	栄養アセスメ ント加算④	栄養改善加算 ⑤	介護職員等処 遇改善加算Ⅰ ⑥(注1)	地域区分7級 地⑦	食材料費 (保険外の負担 額)	合 計 1ヶ月に4回、または8回利用した場合
事業対象者(週1回)	1,798円/月	88円/月	40円/月	50円/月	200円/月	182円/月	30円/月	780円/日	5,308円(①+②+③+④または⑤+⑥+⑦)+780×4日)
事業対象者(週2回)	3,621円/月	176円/月				358円/月	60円/月		10,545円(①+②+③+④または⑤+⑥+⑦)+780×8日)
要支援1(週1回)	1,798円/月	88円/月				182円/月	30円/月		5,308円(①+②+③+④または⑤+⑥+⑦)+780×4日)
要支援2(週2回)	3,621円/月	176円/月				358円/月	60円/月		10,545円(①+②+③+④+⑤または⑥+⑦)+780×8日)

※⑤または⑥は⑤(50円)で計算しています。

通所介護		6時間以上～7時間未満の場合(1日あたり)					【帰りの送迎15:40から】		令和7年8月1日より適用	
介護度	基本料金①	入浴加算②	サービス提供 体制強化加算 Ⅰ③	個別機能訓練 加算Ⅰイ④	介護職員等 処遇改善加 算Ⅰ⑤ (注2)	地域区分7級 地⑥ (注2)	介護保険内の 負担額の合計	食材料費 (介護保険外 の 負担額)	合 計 (入浴を実施 した場合)	※ご請求額は、 ・栄養アセスメント加算(月額50円) または ・栄養改善加算(月額200円) + ・科学的介護推進体制加算(月額40円) + ・個別機能訓練加算Ⅱ(月額20円) が追加されます。 ⑦
要介護1	584円	55円 または 40円	22円	56円	75円	12円	789円	780円	1,569円	
要介護2	689円				84円	14円	905円		1,685円	
要介護3	796円				94円	16円	1,024円		1,804円	
要介護4	901円				104円	17円	1,140円		1,920円	
要介護5	1,008円				114円	19円	1,259円		2,039円	

※入浴加算は40円で計算しています。

※栄養アセスメント加算または栄養改善加算については、栄養アセスメント加算(50円)で計算しています。

令和7年8月1日より適用										
介護度	基本料金①	入浴加算②	サービス提供 体制強化加算 Ⅰ③	個別機能訓練 加算Ⅰイ④	介護職員等 処遇改善加 算Ⅰ⑤ (注2)	地域区分7級 地⑥ (注2)	介護保険内 の 負担額の合 計	食材料費 (介護保険外 の負担額)	合 計 (入浴を実施 した場合)	※ご請求額は、 ・栄養アセスメント加算(月額50円) または ・栄養改善加算(月額200円) + ・科学的介護推進体制加算(月額40円) + ・個別機能訓練加算Ⅱ(月額20円) が追加されます。 ⑦
要介護1	658円	55円 または 40円	22円	56円	82円	14円	872円	780円	1,652円	
要介護2	777円				92円	15円	1,002円		1,782円	
要介護3	900円				104円	17円	1,139円		1,919円	
要介護4	1,023円				115円	19円	1,275円		2,055円	
要介護5	1,148円				127円	21円	1,414円		2,194円	

※入浴加算は40円で計算しています。

※栄養アセスメント加算または栄養改善加算については、栄養アセスメント加算(50円)で計算しています。

- 注1 介護職員等処遇改善加算及び地域区分7級地の金額は、基本料金や加算の変更等によって変わってきます。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ⑥は、1カ月の総額【{(①+②+③+④または⑤)}×92/1000】で算定されます。
地域区分7級地⑦は、1カ月の総額【{(①+②+③+④または⑤+⑥)}×14/1000】で算定されます。
- 注2 介護職員等処遇改善加算は及び地域区分7級地の金額は、利用日数等によって変わってきます。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ⑤は、1カ月の総額【{(①+②+③+④+⑤)}×利用日数+⑦)×92/1000】で算定されます。
地域区分7級地⑥は、1カ月の総額【{(①+②+③+④+⑤)}×利用日数+⑦)×14/1000】で算定されます。

◎その他の加算

- ☆運動機能向上訓練加算：(225円/月)機能訓練指導員等が運動機能向上計画に基づき、利用者に対し計画的に機能訓練を行った場合に算定します。(但し、通所介護は除きます)
- ☆入浴加算Ⅰ：入浴介助に関する研修等を受けた職員が利用者の入浴を行った場合。入浴加算Ⅱ：医師などが利用者の居宅を訪問し、浴室における動作及び環境を評価し入浴計画を作成したのち、入浴を行った場合。
- ☆中重度者ケア体制加算：(45円/日)中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合デイサービス利用者全員に対して加算を算定します。
- ☆科学的介護推進体制加算：(40円/月)利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況などに係る基本的な情報のデータ提出とフィードバック情報を活用した場合。
- ☆個別機能訓練加算Ⅰイ(56円/日)・個別機能訓練加算Ⅰロ(76円/日)：機能訓練指導員等が個別訓練計画書に基づき、利用者に対し計画的に機能県連を行った場合に算定します。
- ☆個別機能訓練加算Ⅱ：(20円/月)Ⅰに加え、個別機能訓練計画書などの内容をデータで提出し、フィードバックを受けた場合。
- ☆生活機能向上連携加算：通所介護事業所の職員とリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをする場合。
- ☆ADL維持等加算(Ⅰ)(30円/月)・ADL維持等加算(Ⅱ)(60円/月)：一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持または改善の度合いが一定の水準を超え、そのADLのデータを提出しフィードバック情報を活用した場合。
- ☆認知症加算：(60円/日)看護職員と介護職員の配置を従前より十分に行い、更に認知症介護指導者研修等の修了者を配置し、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の割合が15%以上の場合(日常生活自立度Ⅲ以上の利用者のみ算定します)
- ☆若年性認知症利用者受入加算：(60円/日)若年性認知症利用者へサービスを提供した場合。※ただし、認知症加算を算定している場合は算定しない。
- ☆口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)：(20円/日)①利用開始及び利用中6ヶ月ごとに口腔の健康状態について確認し、ケアマネージャーに情報を提供した場合②〃栄養状態②①・②いずれも適合すること
- ☆口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)：(5円/日)Ⅰの①または②に適合した場合。
- ☆栄養改善加算：(3カ月以内に限り200円/月2回まで)低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に、管理栄養士が低栄養状態の改善等を目的に栄養食事相談等の栄養管理を行った場合。

☆栄養アセスメント加算：(50円/月)管理栄養士を1名以上配置し、利用者ごとに栄養アセスメントを実施。利用者または家族へその結果を説明し、栄養状態などの情報をデータ提出し、フィードバック情報を活用した場合。

☆口腔機能向上加算Ⅰ：(3カ月以内に限り150円/月2回まで)口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に、看護職員等が口腔機能の向上を目的に個別的に口腔清掃の指導もしくは実施をした場合、又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施をした場合。

☆口腔機能向上加算Ⅱ：(3カ月以内に限り160円/月2回まで)Ⅰの要件に加え、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画などの情報をデータ提出し、フィードバック情報を活用した場合。

☆事業所が送迎を行わない場合：基本料金から片道の場合47円を差し引きます。(原則として利用表に計画されている場合に限ります。但し、予防の方は除きます。)

☆中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算：(所定単位数5／100)中山間地域等に居住する要介護者に対する介護サービスの提供に係る交通費や移動の時間等を評価するための加算です。

☆感染症又は災害の発生を理由とする介護報酬による評価：感染症や災害の影響により利用人数が減少した場合に基本報酬への3%加算又は事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例があります。

上記の、・中重度者ケア体制加算・認知症加算につきましては、算定要件を満たしてからの算定となります。但し、予防の方は除きます。

・中重度者ケア体制加算・生活機能向上連携加算・ADL維持等加算・認知症加算・若年性認知症利用者受入加算・口腔・栄養スクリーニング加算・口腔機能向上加算につきましては、算定要件を満たしてからの算定となります。

・中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算につきましては、該当する地域にお住いの方に限り算定となります。